

基安発0722第1号

平成23年7月22日

株式会社 [REDACTED] 代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(京電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

貴社が受注されている東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、東京電力に対して、別紙のとおり、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下「0523通知」という。）により、東京電力との緊密な連携の上、元方事業者による安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところです。

申し上げるまでもなく、電離放射線障害防止規則（以下、「電離則」という。）第8条により、放射線業務を行う事業の事業者は、原則3月に1回、内部被ばくのおそれのある労働者に対して、内部被ばく測定を実施することが義務付けられております。さらに、緊急作業における被ばく線量が高いことを踏まえ、0523通知により、1月ごとに1回の内部被ばく測定を求めているところです。

しかしながら、本年7月13日の東京電力からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっております。

つきましては、下記事項に留意し、発電所における緊急作業に従事している貴社及び関係請負人の労働者に対する、被ばく管理を含む労働安全衛生管理を強化していただくよう求めます。

記

第1 安全衛生管理体制の確立

1 元方事業者たる貴社が実施すべき事項

放射線業務に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離則に

に基づき各事業者に実施義務があるが、緊急作業の実施において、貴社が東京電力から注文を受け、同一の場所で、自ら行う仕事を数次の請負契約のもとに、複数の請負人に請け負わせている状況において、元方事業者たる貴社（以下「元方事業者」という。）は、請負人（元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次すべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、法令の規定に定める事項を含め、以下の事項を実施すること。

- (1) 緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者の作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者（0523 通知記の第2の1の(1)。以下同じ。）を選任し、東京電力が選任している安全衛生統括者と連携を図りつつ、以下の(2)から(5)に掲げる事項を実施させること。
- (2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等
関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。
 - ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡
 - イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整
 - ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整
- (3) 関係請負人による安全衛生協議組織の開催等
 - ア 東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること
 - イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること
 - ・被ばく管理に関すること
 - ・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること
 - ・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。）の作成又は改善に関すること
 - ・緊急作業における合図、警報等の統一に関すること
 - ・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること
- (4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助
 - ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとな

るよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること

イ 元方事業者が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、0523通知の第4の3に基づき、富岡労働基準監督署に放射線作業の届出を行うこと。

ウ 関係請負人に自社労働者に対して作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

以下の2に掲げる事項を実施すること。

2 被ばく管理の一元化

元方事業者は、緊急作業に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第1の1の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。

(1) 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。

(2) 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。

(3) 東京電力の発行する「作業員証」を記名者本人以外に使用されることのないよう、東京電力と連携し、「作業員証」に写真を付すなどの措置により、適切な管理を行うこと。

(4) 東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。

(5) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

3 安全衛生教育の適切な実施

(1) 元方事業者は、自社労働者のうち、新たに緊急作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、緊急作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

(2) 元方事業者は、関係請負人が(1)に掲げる教育を実施できるよう、必要な

指導又は援助を行うこと。

第2 被ばく測定・評価等の適切な実施

元方事業者は、東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人のすべての労働者の被ばく測定状況を確実に把握し、管理する体制を構築し、以下の事項を実施すること。

1 内部被ばく測定・評価の適切な実施

- (1) 元方事業者の労働者で、発電所における緊急作業従事者（すでに緊急作業から離れた者も含む。）のうち、内部被ばく測定・評価が終了していない者を早急に調査し、該当者がいる場合は、以下のとおり、東京電力と連携して、内部被ばく測定を受けさせるとともに、その結果を遅滞なく労働者に文書で通知すること。
 - ア 本年3月から緊急作業に従事している者については、直ちに測定を受けさせること。
 - イ 本年4月から新たに緊急作業に従事している者については、本年7月27日までに測定を受けさせること。
 - ウ 本年5月から新たに緊急作業に従事している者については、本年8月7日までに測定を受けさせること
 - エ 本年6月以降、新規に緊急作業に従事している者については、可能な限り速やかに測定を受けさせること。
- (2) 個人線量計の管理名簿において、貴社又は関係請負人が所属事業場として記載されているにも関わらず、記名者の存在が確認できない労働者について、東京電力と連携し、類似の氏名の重複の確認を行う等、徹底した調査を行うこと。
- (3) 東京電力が実施している、内部被ばく測定装置の増設（7月末から8月）を踏まえ、9月以降は、原則として1月ごとに1回、緊急作業に従事するすべての労働者に対して、内部被ばく測定を実施し、その結果を労働者に遅滞なく通知すること。
- (4) 元方事業者は、緊急作業に係る関係請負人が(1)及び(2)の事項を実施できるよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

- (1) 元方事業者は、緊急作業に従事する労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。
 - ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。
 - イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばく累

積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、文書で、労働者本人に通知すること。

- (2) 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、自社の労働者に関して、(1)の事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第3 厚生労働省への報告

元方事業者は、第1及び第2の措置の実施状況について、本年8月10日までに、別添様式1により厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に、様式2により福島労働局富岡労働基準監督署に報告すること。その後は、緊急作業が終了するまでの間、様式1については各月末現在の状況について翌月10日までに、様式2については2月ごとに1回、報告すること。

別紙

基安発0523第1号
平成23年5月23日

東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について

原子力施設において放射線業務に従事する労働者に対する安全衛生管理対策については、平成12年9月19日（平成13年3月30日一部改正）付け基発第581号により実施してきたところですが、東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における事故を踏まえ、今般策定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（平成23年5月17日付け原子力災害対策本部文書）の1の（1）の①に「健康管理の強化・管理体制の確認」が盛り込まれたことにかんがみ、貴社におかれましては、発電所で緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保のため、下記のとおり適切に対応されるよう求めます。
なお、本通達の内容について、緊急作業を行う事業者にも周知願います。

記

第1 趣旨

発電所における緊急作業については、緊急な作業とはいえども、労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所のみならず、東京電力本店（以下「本店」という。）が一定の役割を果

たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本店、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。

第2 安全衛生管理体制の確立

1 東京電力福島第一発電所として実施すべき事項

放射線業務に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者を実施義務があるが、緊急作業の実施において、発電所が自ら行う仕事について、数次の請負契約のもとに複数の事業者の労働者が同一の場所の作業場所で作業を行う場合、発電所の所長（以下「発電所長」という。）は、関係請負人が事業者として実施する措置が的確に行われるよう同人を指導又は援助するとともに、緊急作業全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、以下の事項を実施すること。

(1) 発電所における安全衛生統括者の選任等

発電所内における緊急作業全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、事業の実施を統括管理する者から安全衛生統括者を選任し、同人に以下の(2)から(5)に掲げる事項を実施させること。

(2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合におけるすべての関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(3) 緊急作業を行うすべての関係請負人による安全衛生協議組織の開催等

ア すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること

- ・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること

- ・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。）の作成又は改善に関すること

- ・緊急作業における合図、警報等の統一に関すること

- ・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること

イ 関係請負人が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画については、あらかじめ内容の確認を行うこと。

ウ 関係請負人が関係労働者に作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

第3の2の事項を実施すること。

2 元方事業者が実施する事項

緊急作業において、東京電力が発注業務及び設計管理のみを行う場合、発電所から直接仕事を請け負った事業者が元方事業者として、1の(2)から(5)を実施することになるが、この場合においても、発電所長は、緊急作業の特殊性にかんがみ、1の(3)、(5)については、元方事業者と緊密な連携の上、発電所長により選任された安全衛生統括者に実施させること。

第3 被ばく管理及び安全衛生教育の強化

1 被ばく情報管理の一元化

緊急作業に従事した労働者全員について、労働者基本情報及び被ばく線量情報を管理するためには、情報を一元的に管理することが必要である。このため、関連情報を一元的に管理する組織（以下「一元管理組織」という。）を特定することにより、情報の統合を確実に行うこと。

2 Jヴィレッジの入退所管理機能の強化

発電所に立ち入るすべての労働者をもれなく把握するため、東京電力本店原子力緊急時対策本部Jヴィレッジ事務所（以下、「Jヴィレッジ」という。）が発電所に立ち入るすべての労働者の入退所を管理できる唯一の施設であることにかんがみ、その機能を強化するため、Jヴィレッジの責任者は、以下の事項を実施すること。

(1) 労働者の基本情報の入手

発電所に立ち入るすべての事業者から、所属する労働者の基本情報（項目は、別添の1参照）の提出を求め、それを保存すること。

(2) 新規入場者教育の実施

発電所において初めて緊急作業に従事するすべての労働者に対して、放射線による有害性、保護具等の性能及び取扱方法、作業手順、事故時等における応急措置及び待避に関すること、その他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を労働者の基

本情報に追記すること。

(3) 入構証等の発行及び入退所管理

新規入場者教育を修了した者に対して、ID番号の付された入構証等を発行し、労働者のJヴィレッジの入所時刻、退所時刻をID番号に対応させて記録すること。

なお、入構証等は、社員証等、個人が特定できる番号等が付された既存の証明書等で代替しても差し支えないが、入構証等を発行できる者は、Jヴィレッジ責任者、発電所長及び元方事業者のみとすること。

(4) 一元管理組織への情報の伝達

(1)から(3)の情報を、可能な限りオンラインで、それが困難な場合であっては紙文書により、一元管理組織に速やかに伝達すること。

3 確実な被ばく線量情報の記録

(1) 外部被ばく線量測定及び記録

Jヴィレッジ責任者は、Jヴィレッジにおいて配布した個人線量計の外部被ばくデータ（項目は、別添の2参照。）を、1日ごとに、ID番号に対応させて記録すること。発電所長は、発電所の免震重要棟において配布した個人線量計の被ばくデータを、1日ごとに、ID番号別に対応させて記録すること。

(2) 外部被ばく情報の伝達

Jヴィレッジ責任者及び発電所長は、(1)の情報を、可能な限りオンラインで、それが困難な場合は紙文書により、一元管理組織に速やかに伝達すること。

(3) 内部被ばく線量測定及び測定結果の一元管理組織への伝達

本店管理者は、緊急作業に従事したすべての労働者が、1月ごとに1回、内部被ばくを測定できるように管理するとともに、内部被ばく測定を実施した者は、測定結果を速やかに一元管理組織に伝達すること。

4 一元管理組織による情報の統合（名寄せ）及び通知

(1) 労働者基本情報、被ばく情報の統合（名寄せ）

一元管理組織は、2の(4)によりJヴィレッジから入手した労働者基本情報、3の(2)及び(3)によりJヴィレッジ及び発電所から入手した被ばく情報をID番号別に対応させて統合（名寄せ）し、累計線量を積算すること。

(2) 事業場及び労働者への通知

ア 一元管理組織は、統合された、緊急作業に従事したすべての労働者の被ばく線量の累計を、外部被ばくについては1週間ごとに1回、外部被ばく及び内部被ばくを合算したものについては1月ごとに1回、発

電所及びJヴィレッジに伝達すること

- イ 発電所長及びJヴィレッジ責任者は、伝達された累計線量を、速やかに緊急作業を行う事業者に対して文書で通知するとともに、伝達を受けた事業者は、累計線量を速やかに所属労働者に文書で通知するとともに、保存すること

第4 厚生労働省への報告

1 事故等の報告

発電所長は、発電所内で労働災害（医療施設において治療が必要なもの）が発生したとき及び火災又は爆発の事故が発生したときは速やかにその旨を所轄の富岡労働基準監督署に報告（様式任意）すること。

2 労働者の被ばく線量の報告

本店の管理者は、第2の1(2)により統合された、緊急作業に従事したすべての労働者の被ばく線量の累計を、外部被ばくについては10日ごとに1回、外部被ばく及び内部被ばくを合算したものについては1月ごとに1回、個別労働者ごとの被ばく線量を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に電子データ（項目は別添参照）で報告すること。

また、10日ごとに1回、様式第1号により、被ばく線量ごとの人数を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

3 放射線作業の報告

発電所長は、発電所内の緊急作業に係る作業のうち、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ（突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに）、様式第2号により、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けして、工事（作業）件名ごとに、放射線作業の届出を、富岡労働基準監督署に提出すること。

また、当該作業終了後には、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量について、速やかに富岡労働基準監督署に報告（任意様式）すること。

4 安全衛生管理状況の報告

発電所長は、すべての関係請負人が記載された請負体系図（様式任意）を、変更があったたびごとに、第2及び第3の措置の実施状況について、様式第3号により2月ごとに1回、富岡労働基準監督署に提出すること。

（様式は略）

別添

第4の2により厚生労働省に報告する被ばく管理データは、以下の1及び2の情報を、ID番号別に統合した、労働者ごと、1日ごとの被ばく管理データを、表計算ソフト形式のデータで提出すること。

なお、労働者基本情報で、特段の事情により入力が困難な項目がある場合は、入力情報に空欄がある場合であっても報告することとし、入力が完了次第、修正報告を行うこと。

1 労働者基本情報

ID番号、所属事業場名、氏名、職種、生年月日、住所、電話番号、雇入年月日、直近の健診受診日（特殊、一般）、新規入場者教育実施日時

2 被ばく線量管理記録

(1) Jヴィレッジで線量管理を行っている労働者

ID番号、氏名、作業場所/作業概要、線量計番号、入所日時（発電所に向けて、Jヴィレッジのゲートを通過した日時）、退所日時（発電所から帰着し、Jヴィレッジのゲートを通過した日時）、線量計使用開始日時、線量計使用終了日時、使用終了時指示値（mSv）

(2) 発電所で線量管理を行っている労働者

(1)の項目に加え、Jヴィレッジから発電所までの移動中の被ばく線量（mSv）

	測定回数	【元方事業者】		【 関係請負人 】		合計	
		対象者数	測定者数	対象者数	測定者数	対象者数	測定者数
8月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
9月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
10月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
11月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
12月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
1月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
合計	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
総計		()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注1) 3月緊急作業従事者とは、3月中に緊急作業に従事した者（初めて発電所で作業に従事した日が3月中であった者）であり、4月以降に作業に従事している者であっても、3緊急作業従事者に分類すること。4月以降の新規作業従事者も同様の取扱いとすること。

(注2) 測定回数が4回目以上となった場合は、必要に応じて記載欄を作成し記載すること。

(2) 労働者への被ばく線量の通知の状況

	元方事業者の労働者	関係請負人の労働者（調査時点）
外部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 □ 元方事業者 □ 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 ()
内部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 □ 元方事業者 □ 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 ()
実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 □ 元方事業者 □ 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 □ 書面 □ 口頭 □ その他 ()

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

緊急作業における安全衛生管理状況報告

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

(1) 安全衛生統括者の職氏名：

(2) 放射線管理責任者の職氏名：

(3) 安全衛生管理体制

担当	組織名	人数	
放射線管理担当		専任 人	併任 人
安全衛生委員会担当		専任 人	併任 人
安全衛生教育担当		専任 人	併任 人
作業計画審査担当		専任 人	併任 人
熱中症対策担当		専任 人	併任 人
安全衛生協議会担当		専任 人	併任 人

2 元方事業者が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく低減のための措置を新たに実施したもの又はその作業（工事）名	実施内容	実施月日

(3) メンタルヘルス対策の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(4) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった協議事項	改善状況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業（工事）名	作業内容	被ばく低減のために新たに講じた指導又は援助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教育名 （関係請負人数）	教育内容	新規入場者教育に関する指導又は援助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認 (問診票の配布等)		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 熱中症対策の実施状況

措 置 の 内 容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 本様式の3の(3)の安全衛生教育、(5)の熱中症に関する労働衛生教育に用いたテキストを添付すること。
- 3 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

基安発0722第2号
平成23年7月22日

東京電力株式会社 代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下、「0523通知」という。）により、元方事業者との緊密な連携の上、安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところである。

放射線業務を行う事業の事業者は、電離放射線障害防止規則第8条により、原則3月に1回、内部被ばくのおそれのある労働者に対して、内部被ばく測定を実施することが義務付けられている。さらに、緊急作業における被ばく線量が高いことを踏まえ、0523通知により、1月ごとに1回の内部被ばく測定を求めているところである。

しかしながら、本年7月13日の貴社からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっていることは遺憾である。

このため、別紙により、元方事業者に対して発電所における緊急作業に従事している労働者に対する、被ばく管理を含む労働安全衛生管理の強化を求めたところであり、貴社においては、0523通知に定める事項のほか、別紙に掲げる事項を元方事業者が適切に実施できるよう必要な指導又は援助を行うとともに、下記事項を適切に実施されたい。

記

1 被ばく管理体制の強化

東京電力は、0523通知で定める被ばく管理の一元管理組織において、緊急

作業に従事するすべての労働者の被ばく管理を適切に実施するため、組織の管理者から放射線管理責任者を選任し、安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、被ばく管理を一元的に実施させること。

- (1) 元方事業者及びその関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、元方事業者の放射線管理担当者を指導すること。
- (2) 「作業員証」を記名者本人以外に使用されることのないよう、元方事業者と連携し、「作業員証」に写真を付すなどの措置により、適切な管理を行うこと。
- (3) 全ての元方事業者が安全衛生協議組織において、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (4) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

- (1) 東京電力は、緊急作業に従事する労働者に関して、元方事業者と連携し、以下の事項を実施すること。
 - ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。
 - イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばくの累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、元方事業者に通知すること。
- (2) 東京電力は、元方事業者の放射線管理担当者が、元方事業者又はその関係請負人の労働者に関して、被ばく測定結果を(1)のとおり速やかに通知できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 東京電力は、自社の労働者のうち、新たに緊急作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、緊急作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。
- (2) 東京電力は、元方事業者又はその関係請負人が(1)に掲げる教育を実施するにあたり、教材、講師、教育場所の提供等、必要な指導又は援助を実施すること。

4 当面の内部被ばく測定・評価の適切な実施

- (1) 東京電力は、自社、元方事業者又はその関係請負人の労働者で、発電所における緊急作業に従事している者のうち、内部被ばく測定・評価が終了していない者を早急に調査し、該当がある場合は、以下のとおり、元方事業者と連携して、内部被ばく測定を受けさせるとともに、その結果を遅滞なく元方事業者に文書で通知すること。
 - ア 本年3月から緊急作業に従事している者については、直ちに測定を受けさせること。
 - イ 本年4月から緊急作業に従事している者については、本年7月27日までに測定を受けさせること。
 - ウ 本年5月から新規に緊急作業に従事している者については、本年8月7日までに測定を受けさせること
 - エ 本年6月以降、新規に緊急作業に従事している者については、可能な限り速やかに測定を受けさせること。
- (2) 個人線量計の管理名簿において、所属事業場及び氏名が記載されているにも関わらず、記名者の存在が確認できない労働者について、元方事業者と連携し、別の元方系列への調査、類似の氏名の重複の確認を行う等、徹底した調査を行うこと。
- (3) 東京電力は、予定している内部被ばく測定装置の増設(7月末から8月)を予定通り実施するとともに、9月以降は、原則として1月ごとに1回、緊急作業に従事するすべての労働者に対して、内部被ばく測定を実施し、その結果を東京電力の労働者及び元方事業者に通知すること。
- (4) 東京電力は、被ばく線量の評価、名寄せ、通知等を迅速適切に行うため、オンラインによる電算システムの構築により、放射線被ばく管理の自動化を図ること。

5 厚生労働省への報告

東京電力は、1から4の事項の実施状況について、本年8月10日までに、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

別紙

基安発0722第1号
平成23年7月22日

別記の代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

貴社が受注されている東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、東京電力に対して、別紙のとおり、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下「0523通知」という。）により、東京電力との緊密な連携の上、元方事業者による安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところです。

申し上げるまでもなく、電離放射線障害防止規則（以下、「電離則」という。）第8条により、放射線業務を行う事業の事業者は、原則3月に1回、内部被ばくのおそれのある労働者に対して、内部被ばく測定を実施することが義務付けられております。さらに、緊急作業における被ばく線量が高いことを踏まえ、0523通知により、1月ごとに1回の内部被ばく測定を求めているところです。

しかしながら、本年7月13日の東京電力からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっております。

つきましては、下記事項に留意し、発電所における緊急作業に従事している貴社及び関係請負人の労働者に対する、被ばく管理を含む労働安全衛生管理を強化していただくよう求めます。

記

第1 安全衛生管理体制の確立

1 元方事業者たる貴社が実施すべき事項

放射線業務に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離則に基づき各事業者を実施義務があるが、緊急作業の実施において、貴社が東京電力から注文を受け、同一の場所で、自ら行う仕事を数次の請負契約のもとに、複数の請負人に請け負わせている状況において、元方事業者たる貴社（以下「元方事業者」という。）は、請負人（元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次すべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、法令の規定に定める事項を含め、以下の事項を実施すること。

(1) 緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者の作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者（0523 通知記の第2の1の(1)。以下同じ。）を選任し、東京電力が選任している安全衛生統括者と連携を図りつつ、以下の(2)から(5)に掲げる事項を実施させること。

(2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(3) 関係請負人による安全衛生協議組織の開催等

ア 東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること

- ・被ばく管理に関すること
- ・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること
- ・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。）の作成又は改善に関すること
- ・緊急作業における合図、警報等の統一に関すること
- ・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

- ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること
- イ 元方事業者が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、0523通知の第4の3に基づき、富岡労働基準監督署に放射線作業の届出を行うこと。
- ウ 関係請負人に自社労働者に対して作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

以下の2に掲げる事項を実施すること。

2 被ばく管理の一元化

元方事業者は、緊急作業に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第1の1の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。

- (1) 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。
- (2) 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。
- (3) 東京電力の発行する「作業員証」を記名者本人以外に使用されることのないよう、東京電力と連携し、「作業員証」に写真を付すなどの措置により、適切な管理を行うこと。
- (4) 東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (5) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 元方事業者は、自社労働者のうち、新たに緊急作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、緊急作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

- (2) 元方事業者は、関係請負人が(1)に掲げる教育を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第2 被ばく測定・評価等の適切な実施

元方事業者は、東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人のすべての労働者の被ばく測定状況を確実に把握し、管理する体制を構築し、以下の事項を実施すること。

1 内部被ばく測定・評価の適切な実施

- (1) 元方事業者の労働者で、発電所における緊急作業従事者（すでに緊急作業から離れた者も含む。）のうち、内部被ばく測定・評価が終了していない者を早急に調査し、該当者がいる場合は、以下のとおり、東京電力と連携して、内部被ばく測定を受けさせるとともに、その結果を遅滞なく労働者に文書で通知すること。

ア 本年3月から緊急作業に従事している者については、直ちに測定を受けさせること。

イ 本年4月から新たに緊急作業に従事している者については、本年7月27日までに測定を受けさせること。

ウ 本年5月から新たに緊急作業に従事している者については、本年8月7日までに測定を受けさせること

エ 本年6月以降、新規に緊急作業に従事している者については、可能な限り速やかに測定を受けさせること。

- (2) 個人線量計の管理名簿において、貴社又は関係請負人が所属事業場として記載されているにも関わらず、記名者の存在が確認できない労働者について、東京電力と連携し、類似の氏名の重複の確認を行う等、徹底した調査を行うこと。

- (3) 東京電力が実施している、内部被ばく測定装置の増設（7月末から8月）を踏まえ、9月以降は、原則として1月ごとに1回、緊急作業に従事するすべての労働者に対して、内部被ばく測定を実施し、その結果を労働者に遅滞なく通知すること。

- (4) 元方事業者は、緊急作業に係る関係請負人が(1)及び(2)の事項を実施できるよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

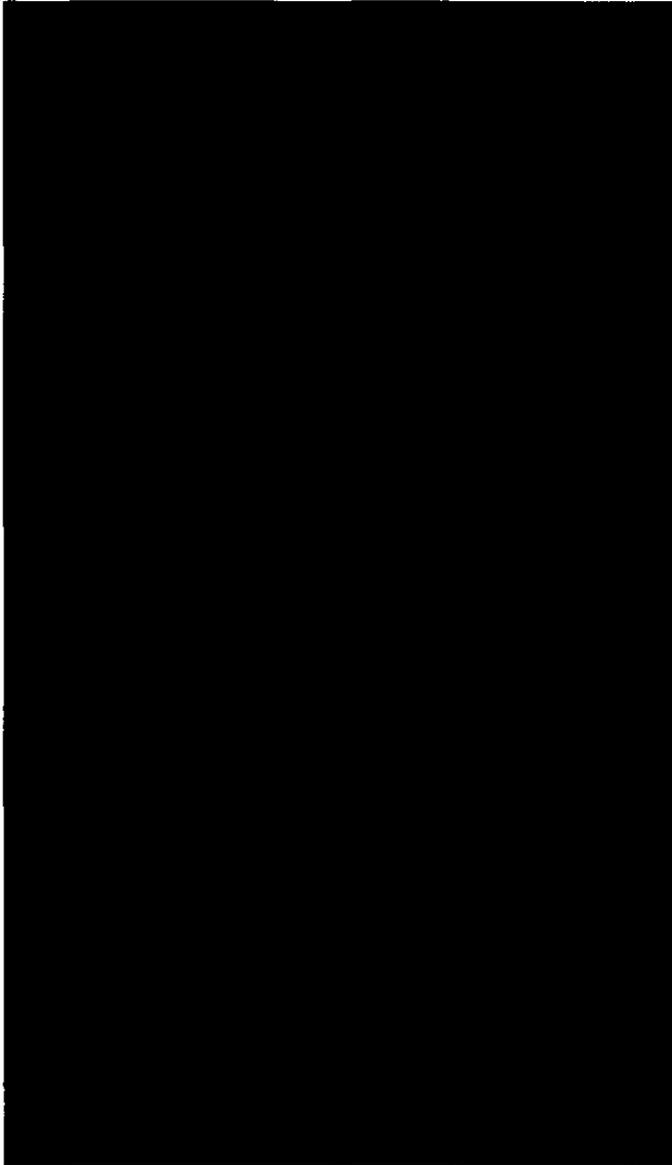
- (1) 元方事業者は、緊急作業に従事する労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。

- ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。
 - イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばく累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、文書で、労働者本人に通知すること。
- (2) 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、自社の労働者に関して、(1)の事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第3 厚生労働省への報告

元方事業者は、第1及び第2の措置の実施状況について、本年8月10日までに、別添様式1により厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に、様式2により福島労働局富岡労働基準監督署に報告すること。その後は、緊急作業が終了するまでの間、様式1については各月末現在の状況について翌月10日までに、様式2については2月ごとに1回、報告すること。

別記



	測定回数	【元方事業者】		【 関係請負人 】		合計	
		対象者数	測定者数	対象者数	測定者数	対象者数	測定者数
8月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
9月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
10月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
11月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
12月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
1月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
合計	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
総計		()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注1) 3月緊急作業従事者とは、3月中に緊急作業に従事した者（初めて発電所で作業に従事した日が3月中であった者）であり、4月以降に作業に従事している者であっても、3緊急作業従事者に分類すること。4月以降の新規作業従事者も同様の取扱いとすること。

(注2) 測定回数が4回目以上となった場合は、必要に応じて記載欄を作成し記載すること。

(2) 労働者への被ばく線量の通知の状況

	元方事業者の労働者	関係請負人の労働者 (調査時点)
外部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 元方事業者 <input type="checkbox"/> 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 ()
内部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 元方事業者 <input type="checkbox"/> 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 ()
実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 元方事業者 <input type="checkbox"/> 関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 ()

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

緊急作業における安全衛生管理状況報告

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

- (1) 安全衛生統括者の職氏名：
- (2) 放射線管理責任者の職氏名：
- (3) 安全衛生管理体制

担当	組織名	人数	
放射線管理担当		専任 人	併任 人
安全衛生委員会担当		専任 人	併任 人
安全衛生教育担当		専任 人	併任 人
作業計画審査担当		専任 人	併任 人
熱中症対策担当		専任 人	併任 人
安全衛生協議会担当		専任 人	併任 人

2 元方事業者が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく低減のための措置を新たに実施したもの又はその作業（工事）名	実施内容	実施月日

(3) メンタルヘルス対策の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(4) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった協議事項	改善状況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業（工事）名	作業内容	被ばく低減のために新たに講じた指導又は援助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教育名 （関係請負人数）	教育内容	新規入場者教育に関する指導又は援助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認 (問診票の配布等)		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 本様式の3の(3)の安全衛生教育、(5)の熱中症に関する労働衛生教育に用いたテキストを添付すること。
- 3 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

基安発0722第3号
平成23年7月23日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公 印 省 略)

(東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下、「0523通知」という。）により、東京電力に対し、元方事業者との緊密な連携の上、安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところである。

しかしながら、本年7月13日の東京電力からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっている。

このため、別紙1により、元方事業者に対して被ばく管理を含む労働安全衛生管理の強化を求めるとともに、東京電力に対し、別紙2により、元方事業者が安全衛生管理等を適切に実施できるよう必要な指導又は援助を行うことを求めたところであるので、了知されるとともに、発電所及び元方事業者を適切に指導されたい。

基安発0722第1号
平成23年7月22日

別記の代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

貴社が受注されている東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、東京電力に対して、別紙のとおり、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下「0523通知」という。）により、東京電力との緊密な連携の上、元方事業者による安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところです。

申し上げるまでもなく、電離放射線障害防止規則（以下、「電離則」という。）第8条により、放射線業務を行う事業の事業者は、原則3月に1回、内部被ばくのおそれのある労働者に対して、内部被ばく測定を実施することが義務付けられております。さらに、緊急作業における被ばく線量が高いことを踏まえ、0523通知により、1月ごとに1回の内部被ばく測定を求めているところです。

しかしながら、本年7月13日の東京電力からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっております。

つきましては、下記事項に留意し、発電所における緊急作業に従事している貴社及び関係請負人の労働者に対する、被ばく管理を含む労働安全衛生管理を強化していただくよう求めます。

記

第1 安全衛生管理体制の確立

1 元方事業者たる貴社が実施すべき事項

放射線業務に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離則に基づき各事業者を実施義務があるが、緊急作業の実施において、貴社が東京電力から注文を受け、同一の場所で、自ら行う仕事を数次の請負契約のもとに、複数の請負人に請け負わせている状況において、元方事業者たる貴社（以下「元方事業者」という。）は、請負人（元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次すべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、法令の規定に定める事項を含め、以下の事項を実施すること。

- (1) 緊急作業における安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者の作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者（0523 通知記の第2の1の(1)。以下同じ。）を選任し、東京電力が選任している安全衛生統括者と連携を図りつつ、以下の(2)から(5)に掲げる事項を実施させること。
- (2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等
関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。
 - ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡
 - イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整
 - ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整
- (3) 関係請負人による安全衛生協議組織の開催等
 - ア 東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること
 - イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること
 - ・被ばく管理に関すること
 - ・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること
 - ・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。）の作成又は改善に関すること
 - ・緊急作業における合図、警報等の統一に関すること
 - ・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

- ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること
- イ 元方事業者が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、0523通知の第4の3に基づき、富岡労働基準監督署に放射線作業の届出を行うこと。
- ウ 関係請負人に自社労働者に対して作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

以下の2に掲げる事項を実施すること。

2 被ばく管理の一元化

元方事業者は、緊急作業に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第1の1の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。

- (1) 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。
- (2) 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。
- (3) 東京電力の発行する「作業員証」を記名者本人以外に使用されることのないよう、東京電力と連携し、「作業員証」に写真を付すなどの措置により、適切な管理を行うこと。
- (4) 東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (5) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 元方事業者は、自社労働者のうち、新たに緊急作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、緊急作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

- (2) 元方事業者は、関係請負人が(1)に掲げる教育を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第2 被ばく測定・評価等の適切な実施

元方事業者は、東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人のすべての労働者の被ばく測定状況を確実に把握し、管理する体制を構築し、以下の事項を実施すること。

1 内部被ばく測定・評価の適切な実施

- (1) 元方事業者の労働者で、発電所における緊急作業従事者（すでに緊急作業から離れた者も含む。）のうち、内部被ばく測定・評価が終了していない者を早急に調査し、該当者がいる場合は、以下のとおり、東京電力と連携して、内部被ばく測定を受けさせるとともに、その結果を遅滞なく労働者に文書で通知すること。
- ア 本年3月から緊急作業に従事している者については、直ちに測定を受けさせること。
 - イ 本年4月から新たに緊急作業に従事している者については、本年7月27日までに測定を受けさせること。
 - ウ 本年5月から新たに緊急作業に従事している者については、本年8月7日までに測定を受けさせること
 - エ 本年6月以降、新規に緊急作業に従事している者については、可能な限り速やかに測定を受けさせること。
- (2) 個人線量計の管理名簿において、貴社又は関係請負人が所属事業場として記載されているにも関わらず、記名者の存在が確認できない労働者について、東京電力と連携し、類似の氏名の重複の確認を行う等、徹底した調査を行うこと。
- (3) 東京電力が実施している、内部被ばく測定装置の増設（7月末から8月）を踏まえ、9月以降は、原則として1月ごとに1回、緊急作業に従事するすべての労働者に対して、内部被ばく測定を実施し、その結果を労働者に遅滞なく通知すること。
- (4) 元方事業者は、緊急作業に係る関係請負人が(1)及び(2)の事項を実施できるよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

- (1) 元方事業者は、緊急作業に従事する労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。

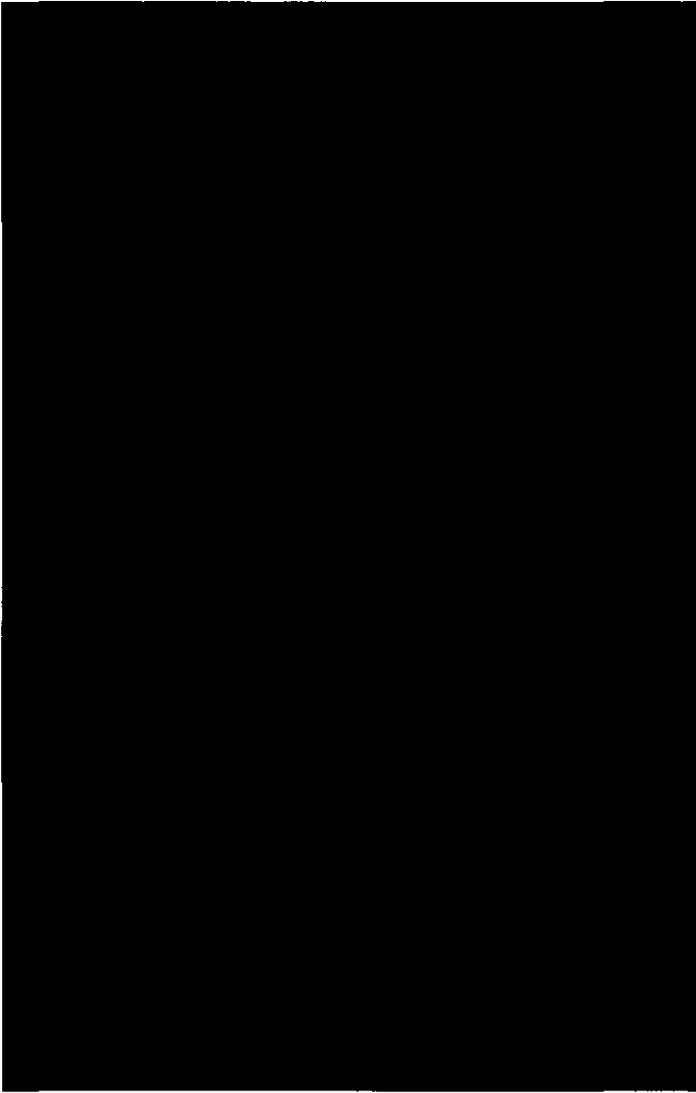
- ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。
- イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばく累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、文書で、労働者本人に通知すること。

(2) 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、自社の労働者に関して、(1)の事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第3 厚生労働省への報告

元方事業者は、第1及び第2の措置の実施状況について、本年8月10日までに、別添様式1により厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に、様式2により福島労働局富岡労働基準監督署に報告すること。その後は、緊急作業が終了するまでの間、様式1については各月末現在の状況について翌月10日までに、様式2については2月ごとに1回、報告すること。

別記



	測定回数	【元方事業者】		【 関係請負人 】		合計	
		対象者数	測定者数	対象者数	測定者数	対象者数	測定者数
8月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
9月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
10月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
11月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
12月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
1月 新規作業 従事者	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
合計	1回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	2回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	3回目	()人	()人	()人	()人	()人	()人
総計		()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注1) 3月緊急作業従事者とは、3月中に緊急作業に従事した者（初めて発電所で作業に従事した日が3月中であった者）であり、4月以降に作業に従事している者であっても、3緊急作業従事者に分類すること。4月以降の新規作業従事者も同様の取扱とすること。

(注2) 測定回数が4回目以上となった場合は、必要に応じて記載欄を作成し記載すること。

(2) 労働者への被ばく線量の通知の状況

	元方事業者の労働者	関係請負人の労働者（調査時点）
外部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>元方事業者 <input type="checkbox"/>関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 ()
内部被ばく線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>元方事業者 <input type="checkbox"/>関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 ()
実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対し、当該通知を行う者 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>元方事業者 <input type="checkbox"/>関係請負人 ・ 通知の頻度 () ・ 通知の方法 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 口頭 □ その他 ()

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

緊急作業における安全衛生管理状況報告

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

- (1) 安全衛生統括者の職氏名：
 (2) 放射線管理責任者の職氏名：
 (3) 安全衛生管理体制

担当	組織名	人数		
放射線管理担当		専任	人	併任 人
安全衛生委員会担当		専任	人	併任 人
安全衛生教育担当		専任	人	併任 人
作業計画審査担当		専任	人	併任 人
熱中症対策担当		専任	人	併任 人
安全衛生協議会担当		専任	人	併任 人

2 元方事業者が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく低減のための措置を新たに実施したもの又はその作業（工事）名	実施内容	実施月日

(3) メンタルヘルス対策の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(4) 熱中症対策の実施状況

措 置 の 内 容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった協議事項	改 善 状 況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業（工事）名	作 業 内 容	被ばく低減のために新たに講じた指導又は援助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教 育 名 (関係請負人数)	教 育 内 容	新規入場者教育に関する指導又は援助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認 (問診票の配布等)		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定		
休憩所の設置		
作業時間の制限・休憩時間の確保		
当日の体調、水分・塩分の摂取の確認		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 本様式の3の(3)の安全衛生教育、(5)の熱中症に関する労働衛生教育に用いたテキストを添付すること。
- 3 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

基安発0722第2号

平成23年7月22日

東京電力株式会社 代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号（以下、「0523通知」という。）により、元方事業者との緊密な連携の上、安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化を求めているところである。

放射線業務を行う事業の事業者は、電離放射線障害防止規則第8条により、原則3月に1回、内部被ばくのおそれのある労働者に対して、内部被ばく測定を実施することが義務付けられている。さらに、緊急作業における被ばく線量が高いことを踏まえ、0523通知により、1月ごとに1回の内部被ばく測定を求めているところである。

しかしながら、本年7月13日の貴社からの報告によれば、3月から緊急作業に従事している者約3,800人のうち約230人が、4月から新規に緊急作業に従事している者約4,600人のうち約1,300人が、いまだに一度も内部被ばく測定を終了していない状況となっていることは遺憾である。

このため、別紙により、元方事業者に対して発電所における緊急作業に従事している労働者に対する、被ばく管理を含む労働安全衛生管理の強化を求めたところであり、貴社においては、0523通知に定める事項のほか、別紙に掲げる事項を元方事業者が適切に実施できるよう必要な指導又は援助を行うとともに、下記事項を適切に実施されたい。

記

1 被ばく管理体制の強化

東京電力は、0523 通知で定める被ばく管理の一元管理組織において、緊急作業に従事するすべての労働者の被ばく管理を適切に実施するため、組織の管理者から放射線管理責任者を選任し、安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、被ばく管理を一元的に実施させること。

- (1) 元方事業者及びその関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、元方事業者の放射線管理担当者を指導すること。
- (2) 「作業員証」を記名者本人以外に使用されることのないよう、元方事業者と連携し、「作業員証」に写真を付すなどの措置により、適切な管理を行うこと。
- (3) 全ての元方事業者が安全衛生協議組織において、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (4) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

- (1) 東京電力は、緊急作業に従事する労働者に関して、元方事業者と連携し、以下の事項を実施すること。
 - ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。
 - イ 外部被ばくの累積線量については、1 週間ごとに1 回、外部被ばくの累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1 月ごとに1 回、元方事業者に通知すること。
- (2) 東京電力は、元方事業者の放射線管理担当者が、元方事業者又はその関係請負人の労働者に関して、被ばく測定結果を(1)のとおり速やかに通知できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 東京電力は、自社の労働者のうち、新たに緊急作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、緊急作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

- (2) 東京電力は、元方事業者又はその関係請負人が(1)に掲げる教育を実施するにあたり、教材、講師、教育場所の提供等、必要な指導又は援助を実

施すること。

4 当面の内部被ばく測定・評価の適切な実施

- (1) 東京電力は、自社、元方事業者又はその関係請負人の労働者で、発電所における緊急作業に従事している者のうち、内部被ばく測定・評価が終了していない者を早急に調査し、該当がいる場合は、以下のとおり、元方事業者と連携して、内部被ばく測定を受けさせるとともに、その結果を遅滞なく元方事業者に文書で通知すること。
 - ア 本年3月から緊急作業に従事している者については、直ちに測定を受けさせること。
 - イ 本年4月から緊急作業に従事している者については、本年7月27日までに測定を受けさせること。
 - ウ 本年5月から新規に緊急作業に従事している者については、本年8月7日までに測定を受けさせること
 - エ 本年6月以降、新規に緊急作業に従事している者については、可能な限り速やかに測定を受けさせること。
- (2) 個人線量計の管理名簿において、所属事業場及び氏名が記載されているにも関わらず、記名者の存在が確認できない労働者について、元方事業者と連携し、別の元方系列への調査、類似の氏名の重複の確認を行う等、徹底した調査を行うこと。
- (3) 東京電力は、予定している内部被ばく測定装置の増設(7月末から8月)を予定通り実施するとともに、9月以降は、原則として1月ごとに1回、緊急作業に従事するすべての労働者に対して、内部被ばく測定を実施し、その結果を東京電力の労働者及び元方事業者に通知すること。
- (4) 東京電力は、被ばく線量の評価、名寄せ、通知等を迅速適切に行うため、オンラインによる電算システムの構築により、放射線被ばく管理の自動化を図ること。

5 厚生労働省への報告

東京電力は、1から4の事項の実施状況について、本年8月10日までに、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(別紙は略)